

令和8年3月17日

会員（町内会長） 各位

板倉区県道・河川・砂防事業促進期成同盟会
会長 藤原 順 昭

令和8年度県道・河川・砂防事業要望の取りまとめについて（依頼）

時下、貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、県道・河川・砂防事業の促進に対しご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度につきましては、8月に県議会議員始め県関係者を呼んでの要望総会を開催し、生活基盤の改善、災害防止、国土保全に向けた事業を促進すべく、板倉区総合事務所の協力の下、要望書を作成し、要望活動を実施してきました。

しかし、近年の国や県の財政事情、全国各地で相次ぐ災害復旧費の拡大などのため、要望事項全体から見ますと、必ずしも十分な成果が得られたとは言えない状況ではありますが、今後もあきらめることなく、県当局等への働きかけを強めていく所存ですのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、町内会長の交代や社会環境の変化により要望内容も変更することがあることから、今年度も**新規及び継続**を提出していただくようお願いいたします。

公私ともにご多用な時期とは存じますが、期限厳守で、ご報告下さいますようお願いいたします。

記

1. 事業要望方法

1) 要望対象

県管理の県道（5路線）・河川、国土交通省所管地すべり防止区域、砂防指定河川に関する事。

2) 要望様式記入について

① 本依頼文に以下の要望様式が添付してあります。

ア) 県道関係： 県道に関する土木工事施工要望書

イ) 河川関係： 河川に関する土木工事施工要望書

ウ) 砂防・地すべり防止関係：

砂防・地すべり防止に関する土木工事施工要望書

※要望書様式は、振興会HP (<https://itakura-machishin.jp>)

「各種申請書」からダウンロードできます。または、コピーしてご利用ください。

- ② 町内会として要望（維持・修繕関係でもよい）がある場合、添付様式に必要事項をわかる範囲で記入願います。写真及び要望箇所図を添付してください。
- ③ 工事要望内容、要望箇所の現況などはなるべく詳細、且つ、具体的に記入願います。要望内容等が用紙に収まらない場合は、任意の様式をお願いします。
- ④ 県道、河川、砂防・地すべり防止関係の新規要望は各々2件までとさせていただきます。なお、貴町内会として、これまでの継続要望も含めて優先順位を検討され、優先度の高い箇所をご提出ください。

2. 要望書提出期限 **令和8年4月30日（木）まで**

3. 要望に関する問い合わせ先

NPO 板倉まちづくり振興会事務局 電話 78-4905 又は
総合事務所 建設グループ 整備班 電話 78-2141（内線152）

4. 要望書提出方法

写真、要望箇所図などを添付のうえ、板倉まちづくり振興会事務局までお届け願います。

5. 要望書提出後の対応と今後のスケジュール

【要望書提出後の対応】

昨年度お決めいただいた要望事項に今年度分をプラスする形で処理させていただきます。

要望順位につきましては、昨年度の要望順位の後に今年度分を追加することを基本とし、緊急度が高いと判断される案件や今年度追加分の順位については、7月開催予定の各専門事業部会で検討することとします。

【今後のスケジュール】

令和8年度第2回役員会	4月16日（木）
定期総会	4月28日（火）
要望書提出期限	4月30日（木）
第2回役員会（要望事項取りまとめ）	6月中旬
合同専門事業部会	7月上旬
総合事務所で要望書作成	6月下旬～7月中旬
要望総会（要望書提出）	8月上旬頃予定

（上越地域振興局の対応が必要な為、建設グループに日程調整依頼済み）

※ 今年度も、要望書提出のための総会を別に開催し、その席で要望書提出先関係者及び要望事項解決に向けた協力依頼者にそれぞれ要望書を手渡したいと考えています。

《要望書提出先》 新潟県上越地域振興局地域整備部（部長、計画調整課長、
維持管理課長、道路課長、治水課長）
新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所（所長、工務課長）

《協力依頼者》 上越市長（都市整備部長）
新潟県議会議員（上越選出の5県議会議員）
上越市議会議員（板倉区選出の市議会議員）

板倉区県道・河川・砂防事業促進期成同盟会事務局 (NPO 板倉まちづくり振興会) 担当：中澤・閏間・木島 TEL 0255-78-4905 FAX 0255-78-4891 メール i-shinko@joetsu.ne.jp URL https://itakura-machishin.jp
